各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中
←　厚生労働省　認知症施策・地域介護推進課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）

計 138 枚（本紙を除く）

Vol.１２１０

令和６年３月７日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（内線 ３９８６）
FAX：03-3503-7894

事　務　連　絡
令和６年３月７日

各　都道府県・市町村　介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の指定及び当該事業に係る第一号事業支給費の額に当たっては、介護保険法施行規則等において以下のとおり定められているところです。

○　訪問型サービス・通所型サービス

	人員・設備・運営に関する基準	第一号事業支給費の額の基礎
従前相当サービス	旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準及び厚生労働大臣が定める基準の例により市町村が定める基準	厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合はその額）
サービスＡ（指定）	当該サービスの内容を勘案して市町村が定める基準	上記の額を勘案して市町村が定める基準により算定した費用の額

○　介護予防ケアマネジメント

	人員・設備・運営に関する基準	第一号事業支給費の額の基礎
ケアマネジメントＡ	指定介護予防支援等基準（地域包括支援センターの設置者に係る部分に限る。）の例により市町村が定める基準	厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合はその額）
ケアマネジメントＢ ケアマネジメントＣ	当該サービスの内容を勘案して市町村が定める基準	上記の額を勘案して市町村が定める基準により算定した費用の額

関連する告示については、今月中旬に公布を予定しておりますが、各自治体の事務に遺漏がないよう、関連する厚生労働大臣が定める基準についての現時点案を下記のとおり周知しますので、各位におかれましては事前の事務処理の参考としていただきますようお願いいたします。

記

１　今回送付するもの

別添１　「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」の全部改正案（令和６年厚生労働省告示第**号）

※　訪問型サービス・通所型サービス（従前相当サービス）に係る人員・設備・運営基準として市町村が定める基準を定める際に例とするもの

別添２　「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和３年厚生労働省告示第 72 号）の一部改正案（令和６年４月１日適用分、同年６月１日適用分）

※　訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメント（従前相当サービス・多様なサービス）の費用の額を市町村が定める際に勘案すべきもの

別添３　別添１・別添２に関する概要資料

２　留意事項

（１）人員・設備・運営に関する基準（別添１）について

①　改正の概要

○　これまで旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準が廃止された平成 27 年度以降に居宅サービス等に上乗せされた基準について厚生労働大臣が定める基準を別に定めてきたところ。今般、情報の一覧性を高める観点、また、居宅サービス等の基準が緩和された際の対応の観点から、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準と厚生労働大臣が定める基準とを一元化。

○　居宅サービス等における令和６年度の基準改正との整合性を確保（管理者の兼務規定等の改正）。

②　その他の留意事項

○　本基準は、従前相当サービスの基準の例を示している。多様なサービスの実施に当たっては、多様な主体の参入がより促進されるよう本基準の内容を踏まえ基準等を定めること。その際、例えば民間企業による生活支援専門の訪問型サービスＡなどを実施する場合などについては、当該実施主体の特性やその事業内容を踏まえた人員基準等を設定すること

○　介護予防ケアマネジメントについては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）を参照すること。なお、介護予防ケアマネジメントについては介護予防支援と異なり、指定居宅支援事業者はこれまでどおり地域包括支援センターからの委託を受けることとなること。

（２）第１号事業支給費の額に関する基準（別添２）について

①　改正の概要

○　昨年 12 月に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を踏まえ、多様な主体によるサービスの充実を図り、それらのサービスについての“高齢者の選択肢の拡大”を図る観点から、１回当たり単価についてきめ細やかな設定を行う。

（※）介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32410.html

○　このほか、令和６年度介護報酬改定に相当する改正を行う（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の介護職員等処遇改善加算への一本化は居宅サービス等と同様に令和６年６月施行とする。）。

②　その他の留意事項

○　従前相当サービス及び介護予防ケアマネジメントＡについては、本基準による額を市町村が別に定める（単位数の変更のみ。新たな加算の設定はできない。）ことが可能である。本基準は、全国の標準的な額を定めているものであり、市町村ごとの事業の実態にそぐわない場合は、事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、本基準による額を引き上げる、あるいは、第一号事業支給費とは別に別途委託費等の支給を行うなどの対応を行うことを検討されたい。

○　従前相当サービス及び介護予防ケアマネジメントＡ以外のサービスについては、単位数の引き上げ・引き下げ、国が定める加減算以外の加減算など柔軟な設定が可能である。

・　今般、１回当たり単価の充実を図っているが、訪問型サービスについては、この中で生活援助中心型の単位数を新たに設定しているので多様な主体による生活支援等をサービスＡとして行う場合の価格設定のひとつの参考ともしていただきたい。

・　また、今後、サービスＡなどの多様なサービスの運営・報酬等のモデルを提示することにしているので、第９期介護保険事業計画期間における総合事業の多様なサービスの充実に向けての参考としていただきたい。

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

【参考１】総合事業の指定基準に係る参照条文

〇介護保険法（平成９年法律第123号）

第115条の45の５　第115条の45の３第１項の指定（第115条の45の７第１項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。

２　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

〇介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（令和６年４月１日一部改正後）

（法第115条の45の５第２項の厚生労働省令で定める基準）

第140条の63の６　法第115条の45の５第２項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

一　第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第４号）第５条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ　旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準

ハ　平成26年改正前法第54条第１項第３号又は法第59条第１項第２号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第１項第３号又は法第59条第１項第２号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準

二　第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）

【参考２】総合事業の指定事業者に支給する第一号事業支給費に係る参照条文

〇介護保険法（平成９年法律第123号）

（指定事業者による第一号事業の実施）

第115条の45の３　市町村は、第一号事業（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行うことができる。

２　前項の第一号事業支給費（以下「第一号事業支給費」という。）の額は、第一号事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とする。

〇介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（令和６年４月１日一部改正後）

（法第115条の45の３第２項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額）

第140条の63の２　法第115条の45の３第２項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一　第140条の63の６第１号イに規定する基準に従う事業　イ及びロに掲げる事業に応じて、それぞれイ及びロに掲げる額

イ　第一号訪問事業又は第一号通所事業　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）又は同条第７項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号イにおいて同じ。）の100分の90（市町村が100分の90以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その割合とする。次号イにおいて同じ。）に相当する額

ロ　第一号介護予防支援事業　指定介護予防支援に要する平均的な費用の額（法第58条第２項に規定する平均的な費用の額をいう。）を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とする。）（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。次号ロにおいて同じ。）の100分の100（市町村が100分の100以下の範囲内で別に定める場合にあっては、その割合とする。次号ロにおいて同じ。）に相当する。

二　（略）

三　第140条の63の６第２号に規定する基準に従う事業　イからハまでに掲げる事業に応じて、それぞれイからハまでに掲げる額

イ　第一号訪問事業又は第一号通所事業　第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を勘案して市町村が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

ロ　第一号介護予防支援事業　第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を勘案して市町村が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

ハ　第一号生活支援事業　市町村が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じて得た額に相当する額

２　市町村は、前項第一号イ又はロにおいて市町村が当該厚生労働大臣が定める額を勘案して別に額を定める場合においては、そのサービスの専門性等を勘案して、ふさわしい額となるよう定めるものとする。

介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件

○厚生労働告示第　　号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十三の六第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十一号）の全部を改正し、令和六年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の日から令和七年三月三十一日までの間は、第二十八条第三項（第四十六条、第六十一条及び第六十九条において準用する場合を含む。）中「指定相当訪問型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

令和六年　　月　　日

厚生労働大臣　武見　敬三

介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　指定相当訪問型サービスに係る基準

第一節　基本方針（第三条）
第二節　人員に関する基準（第四条・第五条）
第三節　設備に関する基準（第六条）
第四節　運営に関する基準（第七条―第三十八条）
第五節　介護予防のための効果的な支援方法に関する基準（第三十九条―第四十一条）
第三章　基準該当相当訪問型サービスに係る基準（第四十二条―第四十六条）
第四章　指定相当通所型サービスに係る基準
第一節　基本方針（第四十七条）
第二節　人員に関する基準（第四十八条・第四十九条）
第三節　設備に関する基準（第五十条）
第四節　運営に関する基準（第五十一条―第六十一条）
第五節　介護予防のための効果的な支援方法に関する基準（第六十二条―第六十五条）
第五章　基準該当相当通所型サービスに係る基準（第六十六条―第六十九条）

第六章　雑則（第七十条）

第一章　総則

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　第一号事業実施者　介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者であるものをいう。

二　指定相当第一号事業実施者又は指定相当第一号事業　それぞれ介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）第百四十条の六十三の六第一号イに規定する基準に従って第一号事業（法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業（同号イに規定する第一号訪問事業（以下単に「第一号訪問事業」という。）及び同号ロに規定する第一号通所事業（以下単に「第一号通所事業」という。）に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を行う第一号事業実施者又は当該基準に従って行われる第一号事業をいう。

三　利用料　法第百十五条の四十五の三第一項に規定する第一号事業支給費の支給の対象となる費用に係

る対価をいう。

四　第一号事業支給費基準額　法第百十五条の四十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額（市町村（特別区を含む。以下同じ。）が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合にあっては、その額とし、当該額が現に当該第一号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第一号事業に要した費用の額とする。）をいう。

五　基準該当相当第一号事業　施行規則第百四十条の六十三の六第一号ロに規定する基準に従って行われる第一号事業をいう。

六　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定相当第一号事業の一般原則）

第二条　指定相当第一号事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定相当第一号事業実施者は、指定相当第一号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視

し、市町村、他の第一号事業実施者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3　指定相当第一号事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4　指定相当第一号事業実施者は、指定相当第一号事業を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5　指定相当第一号事業実施者は、法人でなければならない。

第二章　指定相当訪問型サービスに係る基準

第一節　基本方針

第三条　指定相当第一号事業に該当する第一号訪問事業として行うサービス（以下「指定相当訪問型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立

した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第四条　指定相当訪問型サービスの事業を実施する者（以下「指定相当訪問型サービス事業実施者」という。）が当該事業を実施する事業所（以下「指定相当訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定相当訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定相当訪問型サービス事業実施者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、

かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定相当訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

３　前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

４　第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定相当訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第

一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5　第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定相当訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定相当訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

6　指定相当訪問型サービス事業実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第五条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定相当訪問型サービス事業所の管理上支障がない

場合は、当該指定相当訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節　設備に関する基準

第六条　指定相当訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定相当訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第七条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第七条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十三条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制

その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　指定相当訪問型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　指定相当訪問型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込

者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定相当訪問型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第七十条において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4　第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定相当訪問型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　指定相当訪問型サービス事業実施者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようと

するときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第二項各号に規定する方法のうち指定相当訪問型サービス事業実施者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第八条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、正当な理由なく指定相当訪問型サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第九条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該指定相当訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地

域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定相当訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業（法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。第十四条において同じ。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定相当訪問型サービス事業実施者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（施行規則第百四十条の六十二の四第二号に規定する第一号被保険者にあっては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめるものとする。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定相当訪問型サービスを提供す

るように努めなければならない。

（要支援認定の申請に係る援助）

第十一条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（施行規則第百四十条の六十二の四第二号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十二条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並

びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携）

第十三条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第十四条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号

ハ及びニに規定する計画（第一号介護予防支援事業の実施者が作成する介護予防サービス計画に類するものを含む。）を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定相当訪問型サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第十五条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十六条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十七条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスを提供した際には、当該指定相当訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定相当訪問型サービスについて支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載

しなければならない。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第十八条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当訪問型サービスに係る第一号事業支給費基準額から当該指定相当訪問型サービス事業実施者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当訪問型サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定相当訪問型サービス事業実施者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事

業の実施地域以外の地域の居宅において指定相当訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4　指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第十九条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定相当訪問型サービスに相当するサービスの提供をさせてはならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第二十条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一　正当な理由なしに指定相当訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第二十一条　訪問介護員等は、現に指定相当訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第二十二条　指定相当訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定相当訪問型サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　指定相当訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定相当訪問型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　サービス提供責任者（第四条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　指定相当訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

二　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三　介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、指定相当訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

四　サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関すること。

五　訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

六　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

七　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

八　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

九　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第二十三条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一　事業の目的及び運営の方針

二　従業者の職種、員数及び職務の内容

三　営業日及び営業時間

四　指定相当訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五　通常の事業の実施地域

六　緊急時等における対応方法

七　虐待の防止のための措置に関する事項

八　その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第二十四条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの事業の運営に当たっては、

入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第二十五条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定相当訪問型サービスを提供できるよう、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに、当該指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって指定相当訪問型サービスを提供しなければならない。

3　指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4　指定相当訪問型サービス事業実施者は、適切な指定相当訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置

を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十六条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　指定相当訪問型サービス事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第二十七条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3　指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該指定相当訪問型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二　当該指定相当訪問型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定訪相当訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第二十八条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、重要事項を記載した書面を当該指定相当訪問型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3　指定相当訪問型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第二十九条　指定相当訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、当該指定相当訪問型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を

講じなければならない。

3　指定相当訪問型サービス事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第三十条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

第三十一条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第三十二条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、提供した指定相当訪問型サービスに係る利用者及びそ

の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（不当な働きかけの禁止）

第三十三条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等（指定介護予防支援等基準第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第一号又は第二号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（地域との連携等）

第三十四条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の

市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第三十五条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定相当訪問型サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3　指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第三十六条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該指定相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二　当該指定相当訪問型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三　当該指定相当訪問型サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第三十七条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相当訪問型サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第三十八条　指定相当訪問型サービス事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　訪問型サービス計画

二　第十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三　第四十条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　第二十条の規定による市町村への通知に係る記録

五　第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六　第三十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定相当訪問型サービスの基本取扱方針）

第三十九条　指定相当訪問型サービスは、利用者の介護予防（法第八条の二第二項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定相当訪問型サービス事業実施者は、自らその提供する指定相当訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

３　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定相当訪問型サービス事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

５　指定相当訪問型サービス事業実施者は、指定相当訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定相当訪問型サービスの具体的取扱方針）

第四十条　訪問介護員等の行う指定相当訪問型サービスの方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一　指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二　サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成するものとする。

三　訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四　サービス提供責任者は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五　サービス提供責任者は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に

交付しなければならない。

六　指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七　指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八　指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

九　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十　指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

十一　サービス提供責任者は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一

月に一回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十二　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

十三　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。

十四　第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用する。

（指定相当訪問型サービスの提供に当たっての留意点）

第四十一条　指定相当訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一　指定相当訪問型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定相当訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

二　指定相当訪問型サービス事業実施者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第三章　基準該当相当訪問型サービスに係る基準

（訪問介護員等の員数）

第四十二条　基準該当相当第一号事業に該当する第一号訪問事業として行うサービス（以下「基準該当相当訪問型サービス」という。）の事業を実施する者（以下「基準該当相当訪問型サービス事業実施者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当相当訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当相当訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する

政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、三人以上とする。

2　基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、基準該当相当訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3　基準該当相当訪問型サービスの事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準第四十条第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第四十三条　基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、基準該当相当訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当訪問型サービス事業所の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第四十四条　基準該当相当訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当相当訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　基準該当相当訪問型サービスの事業と基準該当訪問介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第四十二条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第四十五条　基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する第一号訪問事業として行うサービスの提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する第一号訪問事業として行うサービスが次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一　当該第一号訪問事業として行うサービスの利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定相当訪問型サービスのみによっては必要な第一号訪問事業として行うサービスの見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二　当該第一号訪問事業として行うサービスが、介護予防支援事業者等の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合

三　当該第一号訪問事業として行うサービスが、第四十二条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四　当該第一号訪問事業として行うサービスが、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五　当該第一号訪問事業として行うサービスを提供する訪問介護員等の当該第一号訪問事業として行うサービスに従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が第一号訪問事業として行うサービスに従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

2　基準該当相当訪問型サービス事業実施者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当相当訪問型サービスの提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条において準用する第四十条第二号の訪問型サービス計画の実施状況等からみて、当該基準該当相当訪問型サービスが適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適

切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第四十六条　前章第一節、第四節（第十八条第一項、第十九条及び第二十四条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当相当訪問型サービスの事業について準用する。この場合において、第十七条第一項中「内容、当該指定相当訪問型サービスについて支払を受ける第一号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第十八条第二項中「第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当訪問型サービス」とあるのは「基準該当相当訪問型サービス」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十二条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と読み替えるものとする。

第四章　指定相当通所型サービスに係る基準

第一節　基本方針

第四十七条　指定相当第一号事業に該当する第一号通所事業として行うサービス（以下「指定相当通所型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復

を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第四十八条　指定相当通所型サービスの事業を実施する者（以下「指定相当通所型サービス事業実施者」という。）が当該事業を実施する事業所（以下「指定相当通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「通所型サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一　生活相談員　指定相当通所型サービスの提供日ごとに、指定相当通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二　看護師又は准看護師（以下この章及び次章において「看護職員」という。）　指定相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三　介護職員　指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定相当通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定相当通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条及び第五十一条において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保され

るために必要と認められる数

四　機能訓練指導員　一以上

2　指定相当通所型サービス事業所の利用定員（当該指定相当通所型サービス事業所において同時に指定相当通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定相当通所型サービスに従事させなければならない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定相当通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

5　前各項の指定相当通所型サービスの単位は、指定相当通所型サービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7　第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8　指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項までを満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第四十九条　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに専らその職務に

従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節　設備に関する基準

（設備）

第五十条　指定相当通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定相当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一　食堂及び機能訓練室

イ　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ　イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保で

き、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

二　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3　第一項に掲げる設備は、専ら当該指定相当通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4　前項ただし書の場合（指定相当通所型サービス事業実施者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定相当通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定相当通所型サービス事業実施者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5　指定相当通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定相当通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項までに規定する設備に

関する基準を満たすことをもって、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節　運営に関する基準

（利用料の受領）

第五十一条　指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできる指定相当通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定相当通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額から指定相当通所型サービス事業実施者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定相当通所型サービス事業実施者は、第一号事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定相当通所型サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定相当通所型サービス事業実施者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二　食事の提供に要する費用

三　おむつ代

四　前三号に掲げるもののほか、指定相当通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4　前項第二号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）の例によるものとする。

5　指定相当通所型サービス事業実施者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第五十二条　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、指定相当通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定相当通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第五十三条　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、運営規程を定めておかなければならない。

一　事業の目的及び運営の方針

二　従業者の職種、員数及び職務の内容

三　営業日及び営業時間

四　指定相当通所型サービスの利用定員

五　指定相当通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六　通常の事業の実施地域
七　サービス利用に当たっての留意事項
八　緊急時等における対応方法
九　非常災害対策
十　虐待の防止のための措置に関する事項
十一　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第五十四条　指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定相当通所型サービスを提供できるよう、指定相当通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所ごとに、当該指定相当通所型サービス事業所の従業者によって指定相当通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　指定相当通所型サービス事業実施者は、通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会

を確保しなければならない。その際、当該指定相当通所型サービス事業実施者は、全ての指定相当通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4　指定相当通所型サービス事業実施者は、適切な指定相当通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第五十五条　指定相当通所型サービス事業実施者は、利用定員を超えて指定相当通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第五十六条　指定相当通所型サービス事業実施者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関

係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2　指定相当通所型サービス事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第五十七条　指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　指定相当通所型サービス事業実施者は、当該指定相当通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一　当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。

二　当該指定相当通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する

こと。

三　当該指指定相当通所型サービス事業所において、通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（地域との連携等）

第五十八条　指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2　指定相当通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定相当通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定相当通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定相当通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第五十九条　指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定相当通所型サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　指定相当通所型サービス事業実施者は、第五十条第四項の指定相当通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第六十条　指定相当通所型サービス事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定相当通所型サービスの提供に関する次の各

号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一　通所型サービス計画

二　次条において準用する第十七条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三　第六十三条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

四　次条において準用する第二十条の規定による市町村への通知に係る記録

五　次条において準用する第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六　前条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第六十一条　第七条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで、第三十六条、第三十七条の規定は、指定相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十三条」とあるのは「第五十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定相当通所型サービス事業所の従業者」と、第二十一条、第二十六条第二項、第二十八条第一項

並びに第三十六条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定相当通所型サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第五節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定相当通所型サービスの基本取扱方針）

第六十二条　指定相当通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定相当通所型サービス事業実施者は、自らその提供する指定相当通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔（くう）機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4　指定相当通所型サービス事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5　指定相当通所型サービス事業実施者は、指定相当通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定相当通所型サービスの具体的取扱方針）

第六十三条　指定相当通所型サービスの方針は、第四十七条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一　指定相当通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定相当通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サー

ビスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。

三　通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。

六　指定相当通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七　指定相当通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

八　指定相当通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

十　指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

十一　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

十二　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

十三　指定相当通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型

サービス計画の変更を行うものとする。

十四　第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

（指定相当通所型サービスの提供に当たっての留意点）

第六十四条　指定相当通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

一　指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定相当通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

二　指定相当通所型サービス事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔（くう）機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。

三　指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条

に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第六十五条　指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

２　指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

３　指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

４　指定相当通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を

行う等の必要な措置を講じなければならない。

第五章　基準該当相当通所型サービスに係る基準

（従業者の員数）

第六十六条　基準該当相当第一号事業に該当する第一号通所事業として行うサービス（以下「基準該当相当通所型サービス」という。）の事業を実施する者（以下「基準該当相当通所型サービス事業実施者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当相当通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「通所型サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一　生活相談員　基準該当相当通所型サービスの提供日ごとに、当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二　看護職員　基準該当相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該基準該当相当通所型サービスの提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三　介護職員　基準該当相当通所型サービスの単位ごとに、当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該基準該当相当通所型サービス事業実施者が基準該当相当通所型サービスの事業と基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第百六条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当相当通所型サービス又は基準該当通所介護の利用者。以下この章において同じ。）の数が十五人までの場合にあっては一以上、利用者の数が十五人を超える場合にあっては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四　機能訓練指導員　一以上

2　基準該当相当通所型サービス事業所の利用定員（当該基準該当相当通所型サービス事業所において同時に基準該当相当通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章におい

て同じ。）が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当相当通所型サービスの単位ごとに、当該基準該当相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3　基準該当相当通所型サービス事業実施者は、基準該当相当通所型サービスの単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当相当通所型サービスに従事させなければならない。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当相当通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

5　前各項の基準該当相当通所型サービスの単位は、基準該当相当通所型サービスであってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6　第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う

能力を有する者とし、当該基準該当相当通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7　基準該当相当通所型サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百六条第一項から第五項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第六十七条　基準該当相当通所型サービス事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第六十八条　基準該当相当通所型サービス事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のため

の場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当相当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一　食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

イ　食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ　イにかかわらず、食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

二　生活相談を行う場所　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3　第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当相当通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当相当通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでな

い。

4　基準該当相当通所型サービスの事業と基準該当通所介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第百八条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準をもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第六十九条　第七条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで、第三十六条、第三十七条及び第五十二条並びに第四章第一節、第四節（第五十一条第一項及び第六十一条を除く。）及び第五節の規定は、基準該当相当通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十三条」とあるのは「第六十九条において準用する第五十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「第一号通所事業として行うサービスの従業者」と、第十七条第一項中「内容、当該指定相当訪問型サービスについて支払を受ける第一号事業支給費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条、第二十六条第二項、第二十八条第一項並びに第三十六条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「第一号通所事業として行うサービスの従業者」と、第五十一条第二項中「第一号

事業支給費の支給を受けることのできない指定相当通所型サービス」とあるのは「基準該当相当通所型サービス」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第六章　雑則

第七十条　第一号事業実施者並びに指定相当第一号事業及び基準該当相当第一号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この告示において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第九条（第四十六条、第六十一条及び前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2　第一号事業実施者並びに指定相当第一号事業及び基準該当相当第一号事業として行うサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に

代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

○厚生労働告示第　　号

介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（令和六年厚生労働省告示　　号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年　　月　　日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二十二　（略） 二十三　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所型サービス費の算定方法 イ　（略） ロ　指定相当通所型サービス事業所（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和六年厚生労働省告示第　　号）第四十八条第一項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。）の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 （表略）	一～二十二　（略） 二十三　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所型サービス費の算定方法 イ　（略） ロ　通所型サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所型サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。 （表略）

（要介護認定等基準時間の推計の方法の一部改正）

第二条　要介護認定等基準時間の推計の方法（平成十二年厚生省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

3

別表第一

調査は、調査対象者が通常の状態（調査可能な状態）であるときに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

保険者番号 ＿＿＿＿ 被保険者番号＿＿＿＿＿

認定調査票（概況調査）

Ⅰ　調査実施者（記入者）

実施日時	年　月　日	実施場所	自宅内・自宅外（　　）	
ふりがな		所属機関		
記入者氏名				

Ⅱ　調査対象者

過去の認定	初回・2回め以降 （前回認定　年　月　日）	前回認定結果	非該当・要支援（　）・要介護（　）		
ふりがな		性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和 年　月　日（　歳）
対象者氏名					
現住所	〒　—			電　話	—　—
家族等 連絡先	〒　— 氏名（　　）調査対象者との関係（　）			電　話	—　—

Ⅲ　現在受けているサービスの状況についてチェック及び頻度を記入してください。

在宅利用　〔認定調査を行った月のサービス利用回数を記入。（介護予防）福祉用具貸与は調査日時点の、特定（介護予防）福祉用具販売は過去6月の品目数を記載〕	
□訪問介護（ホームヘルプ）・訪問型サービス　月　回	□（介護予防）福祉用具貸与　品目
□（介護予防）訪問入浴介護　月　回	□特定（介護予防）福祉用具販売　品目
□（介護予防）訪問看護　月　回	□住宅改修　あり・なし
□（介護予防）訪問リハビリテーション　月　回	□夜間対応型訪問介護　月　日
□（介護予防）居宅療養管理指導　月　回	□（介護予防）認知症対応型通所介護　月　日
□通所介護（デイサービス）・通所型サービス　月　回	□（介護予防）小規模多機能型居宅介護　月　日
□（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）　月　回	□（介護予防）認知症対応型共同生活介護　月　日
□（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）　月　日	□地域密着型特定施設入居者生活介護　月　日
□（介護予防）短期入所療養介護（老健・診療所）　月　日	□地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　月　日
□（介護予防）特定施設入居者生活介護　月　日	□定期巡回・臨時対応型訪問介護看護　月　回
□看護小規模多機能型居宅介護　月　日	
□市町村特別給付［　］	
□介護保険給付外の在宅サービス［　］	

施設利用	施設連絡先
□介護老人福祉施設 □介護老人保健施設 □介護医療院 □認知症対応型共同生活介護適用施設（グループホーム） □特定施設入居者生活介護適用施設（ケアハウス等） □医療機関（医療保険適用療養病床） □医療機関（療養病床以外） □その他の施設	施設名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 郵便番号　— 施設住所 電話　—　—

Ⅳ　調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無）、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

調査日　　年　　月　　日　　保険者番号＿＿＿＿＿＿　　被保険者番号＿＿＿＿＿＿

認定調査票(基本調査)

1―1　麻痺(ひ)等の有無について、あてはまる番号全てに○印をつけてください。(複数回答可)

1．ない　2．左上肢　3．右上肢　4．左下肢　5．右下肢　6．その他(四肢の欠損)

1―2　拘縮の有無について、あてはまる番号全てに○印をつけてください。(複数回答可)

1．ない　2．肩関節　3．股関節　4．膝関節　5．その他(四肢の欠損)

1―3　寝返りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．つかまらないでできる　2．何かにつかまればできる　3．できない

1―4　起き上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．つかまらないでできる　2．何かにつかまればできる　3．できない

1―5　座位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．できる　2．自分の手で支えればできる　3．支えてもらえればできる　4．できない

1―6　両足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．支えなしでできる　2．何か支えがあればできる　3．できない

1―7　歩行について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．つかまらないでできる　2．何かにつかまればできる　3．できない

1―8　立ち上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．つかまらないでできる　2．何かにつかまればできる　3．できない

1―9　片足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．支えなしでできる　2．何か支えがあればできる　3．できない

1―10　洗身について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．一部介助　3．全介助　4．行っていない

1―11　つめ切りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．一部介助　3．全介助

1―12　視力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．普通(日常生活に支障がない) 2．約1m離れた視力確認表の図が見える 3．目の前に置いた視力確認表の図が見える 4．ほとんど見えない 5．見えているのか判断不能

1―13　聴力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．普通
2．普通の声がやっと聞き取れる
3．かなり大きな声なら何とか聞き取れる
4．ほとんど聞えない
5．聞えているのか判断不能

2―1　移乗について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．見守り等　3．一部介助　4．全介助

2―2　移動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．見守り等　3．一部介助　4．全介助

2―3　えん下について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．できる　2．見守り等　3．できない

2―4　食事摂取について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．見守り等　3．一部介助　4．全介助

2―5　排尿について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．見守り等　3．一部介助　4．全介助

2―6　排便について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．見守り等　3．一部介助　4．全介助

2―7　口腔（くう）清潔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．一部介助　3．全介助

2―8　洗顔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．一部介助　3．全介助

2―9　整髪について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．一部介助　3．全介助

2―10　上衣の着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．見守り等　3．一部介助　4．全介助

2―11　ズボン等の着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない　2．見守り等　3．一部介助　4．全介助

2―12　外出頻度について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．週1回以上　2．月1回以上　3．月1回未満

3—1　意思の伝達について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる
2. ときどき伝達できる
3. ほとんど伝達できない
4. できない

3—2　毎日の日課を理解することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください

1. できる　　2. できない

3—3　生年月日や年齢を言うことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる　　2. できない

3—4　短期記憶(面接調査の直前に何をしていたか思い出す)について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる　　2. できない

3—5　自分の名前を言うことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる　　2. できない

3—6　今の季節を理解することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる　　2. できない

3—7　場所の理解(自分がいる場所を答える)について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. できる　　2. できない

3—8　徘徊(はいかい)について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない　　2. ときどきある　　3. ある

3—9　外出すると戻れないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない　　2. ときどきある　　3. ある

4—1　物を盗られたなどと被害的になることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない　　2. ときどきある　　3. ある

4—2　作話をすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない　　2. ときどきある　　3. ある

4—3　泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない　　2. ときどきある　　3. ある

4—4　昼夜の逆転について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1. ない　　2. ときどきある　　3. ある

4―5　しつこく同じ話をすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―6　大声をだすことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―7　介護に抵抗することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―8　「家に帰る」等と言い落ち着きがないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―9　一人で外に出たがり目が離せないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―10　いろいろなものを集めたり、無断でもってくることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―11　物を壊したり、衣類を破いたりすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―12　ひどい物忘れについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―13　意味もなく独り言や独り笑いをすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―14　自分勝手に行動することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

4―15　話がまとまらず、会話にならないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

5―1　薬の内服について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない	2．一部介助	3．全介助

5―2　金銭の管理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない	2．一部介助	3．全介助

5―3　日常の意思決定について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．できる(特別な場合でもできる)	2．特別な場合を除いてできる	3．日常的に困難	4．できない

5―4　集団への不適応について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．ない	2．ときどきある	3．ある

5―5　買い物について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない	2．見守り等	3．一部介助	4．全介助

5―6　簡単な調理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

1．介助されていない	2．見守り等	3．一部介助	4．全介助

6　過去14日間に受けた医療について、あてはまる番号全てに○印をつけてください。
（複数回答可）

処置内容	1．点滴の管理　2．中心静脈栄養　3．透析　4．ストーマ(人工肛(こう)門)の処置 5．酸素療法　6．レスピレーター(人工呼吸器)　7．気管切開の処置 8．疼(とう)痛の看護　9．経管栄養
特別な対応	10．モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等)　11．じょくそうの処置 12．カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等)

7　日常生活自立度について、各々該当するものに一つだけ○印をつけてください。

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2
認知症高齢者の日常生活自立度	自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M

調査日＿＿年＿＿月＿＿日　保険者番号＿＿＿＿＿＿　被保険者番号＿＿＿＿＿＿

認定調査票(特記事項)

1　身体機能・起居動作に関連する項目についての特記事項

1―1麻痺(ひ)等の有無，1―2拘縮の有無，1―3寝返り，1―4起き上がり，1―5座位保持，1―6両足での立位，1―7歩行，1―8立ち上がり，1―9片足での立位，1―10洗身，1―11つめ切り，1―12視力，1―13聴力

(　　)

(　　)

(　　)

(　　)

2　生活機能に関連する項目についての特記事項

2―1移乗，2―2移動，2―3えん下，2―4食事摂取，2―5排尿，2―6排便，2―7口腔(くう)清潔，2―8洗顔，2―9整髪，2―10上衣の着脱，2―11ズボン等の着脱，2―12外出頻度

(　　)

(　　)

(　　)

(　　)

3　認知機能に関連する項目についての特記事項

3―1意思の伝達，3―2毎日の日課を理解，3―3生年月日を言う，3―4短期記憶，3―5自分の名前を言う，3―6今の季節を理解，3―7場所の理解，3―8徘徊(はいかい)，3―9外出して戻れない

(　　)

(　　)

(　　)

(　　)

4　精神・行動障害に関連する項目についての特記事項

4―1被害的，4―2作話，4―3感情が不安定，4―4昼夜逆転，4―5同じ話をする，4―6大声を出す，4―7介護に抵抗，4―8落ち着きなし，4―9一人で出たがる，4―10収集癖，4―11物や衣類を壊す，4―12ひどい物忘れ，4―13独り言・独り笑い，4―14自分勝手に行動する，4―15話がまとまらない

(　　)

(　　)

(　　)

(　　)

5　社会生活への適応に関連する項目についての特記事項

5―1薬の内服，5―2金銭の管理，5―3日常の意思決定，5―4集団への不適応，5―5買い物，5―6簡単な調理

(　　)

(　　)

(　　)

(　　)

6　特別な医療についての特記事項

6特別な医療

(　　)

(　　)

(　　)

(　　)

7　日常生活自立度に関連する項目についての特記事項

7―1障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)，7―2認知症高齢者の日常生活自立度

(　　)

(　　)

(　　)

(　　)

※　本用紙に収まらない場合は、適宜用紙を追加して下さい

（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者の一部改正）

第三条　厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五条第四項及び介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和六年厚生労働省告示第　　号）第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。 一～三　（略）	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第五条第四項に規定する厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。 一～三　（略）

（厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第四条　厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～十五　（略） 十五の二　通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び通所型サービス費における生活機能向上連携加算の基準 イ　生活機能向上連携加算(1)　次のいずれにも適合すること。 (1)　指定訪問リハビリテーション事業所（指定相当通所型サービス事業所（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和六年厚生労働省告示第　　号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第四十八条第一項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）にあっては、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所。以下この号において同じ。）、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）（指定相当通所型サービス事業所にあっては、指定介護予防通所リハビリテーション事業所。以下この号において同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通	一～十五　（略） 十五の二　通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び通所型サービス費における生活機能向上連携加算の基準 イ　生活機能向上連携加算(1)　次のいずれにも適合すること。 (1)　指定訪問リハビリテーション事業所（通所型サービス事業所（通所型サービス（法第百十五条の四十五第一項第一号のロに規定する第一号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）にあっては、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所。以下この号において同じ。）、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）（通所型サービス事業所にあっては、指定介護予防通所リハビリテーション事業所。以下この号において同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「

所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定相当通所型サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2)・(3)　(略)

ロ　生活機能向上連携加算(Ⅱ)　次のいずれにも適合すること。

(1)　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定相当通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2)・(3)　(略)

十六～百三十　(略)

百三十一　訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)(二)中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第四条第一項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）」と、同号イ(2)、(3)及び(4)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(5)中「訪問介護費」とあるのは「当該指定相当訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と読み替えるものとする。

理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2)・(3)　(略)

ロ　生活機能向上連携加算(Ⅱ)　次のいずれにも適合すること。

(1)　指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2)・(3)　(略)

十六～百三十　(略)

百三十一　訪問型サービス費における介護職員等特定処遇改善加算の基準

第四号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)(二)中「指定訪問介護事業所」とあるのは「訪問型サービス事業所（訪問型サービス（法第百十五条の四十五第一項第一号のイに規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）」と、同号イ(2)、(3)及び(4)中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(5)中「訪問介

百三十一の二～百三十八　（略）	護費」とあるのは「当該訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と読み替えるものとする。 百三十一の二～百三十八　（略）

（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第五条　介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
一　指定相当訪問型サービス（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和六年厚生労働省告示第　　号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第三条に規定する指定相当訪問型サービスをいう。以下同じ。）、指定相当通所型サービス（指定相当訪問型サービス等基準第四十七条に規定する指定相当通所型サービスをいう。以下同じ。）及び介護予防ケアマネジメント（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十三の六第一号イに規定する基準に従って介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者が行う法第百四十条の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表単位数表により算定するものとする。	一　訪問型サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「平成二十六年改正前法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）、通所型サービス（法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業のうち、平成二十六年改正前法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）及び介護予防ケアマネジメント（法第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業のうち、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）に規定する介護予防支援に相当するサービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表単位数表により算定するものとする。
二　指定相当訪問型サービス、指定相当通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）に規定する訪問介護、通所介護及び介護予防支援に係る一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。	二　訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）に規定する訪問介護、通所介護及び介護予防支援に係る一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
三　前二号の規定により指定相当訪問型サービス、指定相当通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。	三　前二号の規定により訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
別表	別表

単位数表

1　訪問型サービス費

イ～ト　（略）

注１　利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第４条第１項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、イからハまでについては１月につき、ニからトまでについては１回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

イ　訪問型サービス費(Ⅰ)　介護予防サービス計画（法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第83条の９第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及びケアプランにおいて１週に１回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の４第２号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合

ロ　訪問型サービス費(Ⅱ)　介護予防サービス計画及びケアプランにおいて１週に２回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合

単位数表

1　訪問型サービス費

イ～ト　（略）

注１　利用者に対して、訪問型サービス事業所（訪問型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第４号）第５条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第５条第１項に規定する訪問介護員等に相当する者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、イからハまでについては１月につき、ニからトまでについては１回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

イ　訪問型サービス費(Ⅰ)　介護予防サービス計画（法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の９第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及びケアプランにおいて１週に１回程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の４第２号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して訪問型サービスを行った場合

ロ　訪問型サービス費(Ⅱ)　介護予防サービス計画及びケアプランにおいて１週に２回程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して訪問型サービスを行った場合

ハ　訪問型サービス費(Ⅲ)　介護予防サービス計画及びケアプランにおいて１週に２回を超える程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合

ニ　訪問型サービス費(Ⅳ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、１月の中で全部で４回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合

ホ　訪問型サービス費(Ⅴ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、１月の中で全部で５回以上８回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合

ヘ　訪問型サービス費(Ⅵ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、１月の中で全部で９回以上12回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合

ト　訪問型サービス費（短時間サービス）　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心であり、かつ、１月の中で全部で22回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合

２　（略）

３　指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が

ハ　訪問型サービス費(Ⅲ)　介護予防サービス計画及びケアプランにおいて１週に２回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して訪問型サービスを行った場合

ニ　訪問型サービス費(Ⅳ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、１月の中で全部で４回以下の訪問型サービスを行った場合

ホ　訪問型サービス費(Ⅴ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、１月の中で全部で５回以上８回以下の訪問型サービスを行った場合

ヘ　訪問型サービス費(Ⅵ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、１月の中で全部で９回以上12回以下の訪問型サービスを行った場合

ト　訪問型サービス費（短時間サービス）　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心であり、かつ、１月の中で全部で22回以下の訪問型サービスを行った場合

２　（略）

３　訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住

同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、１月当たり実利用者数が５人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、１月当たり実利用者数が５人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

６　指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

７　（略）

８　利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定相当訪問型サービス事業所がいずれもニからトまでのいずれかの算定に係る指定相当訪問型サービスを行った場合は、この限りでない。

チ　初回加算　200単位

注　指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第２号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当訪問型サービス等基準第４条第２項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき所定単位数を加算する。

リ　生活機能向上連携加算

⑴・⑵　（略）

注１　⑴について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問

６　訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

７　（略）

８　利用者が一の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の訪問型サービス事業所がいずれもニからトまでのいずれかの算定に係る訪問型サービスを行った場合は、この限りでない。

チ　初回加算　200単位

注　訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第39条第２号に規定する介護予防訪問介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第５条第２項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき所定単位数を加算する。

リ　生活機能向上連携加算

⑴・⑵　（略）

注１　⑴について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問

リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注２において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

２　⑵について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の

リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の２第２項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注２において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

２　⑵について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の

評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月以降３月の間、１月につき所定単位数を加算する。ただし、⑴を算定している場合は、算定しない。

ヌ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間（⑷及び⑸については、令和４年３月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴～⑸　（略）

ル　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴・⑵　（略）

ヲ　介護職員等ベースアップ等支援加算

評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月以降３月の間、１月につき所定単位数を加算する。ただし、⑴を算定している場合は、算定しない。

ヌ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間（⑷及び⑸については、令和４年３月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴～⑸　（略）

ル　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴・⑵　（略）

ヲ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

２　通所型サービス費

イ　通所型サービス費

⑴～⑷　（略）

注１　看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第２号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（同条第１項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、⑴及び⑵については１月につき、⑶及び⑷については１回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

⑴　事業対象者・要支援１　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１である者に対して、指定相当通所型サービスを行った場合

⑵　事業対象者・要支援２　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、指定相当通所型サービスを行った場合

⑶　事業対象者・要支援１　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１である者に対して、１月の中で全部で４回

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

２　通所型サービス費

イ　通所型サービス費

⑴～⑷　（略）

注１　旧指定介護予防サービス基準第97条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所（通所型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、⑴及び⑵については１月につき、⑶及び⑷については１回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

⑴　事業対象者・要支援１　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１である者に対して、通所型サービスを行った場合

⑵　事業対象者・要支援２　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、通所型サービスを行った場合

⑶　事業対象者・要支援１　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１である者に対して、１月の中で全部で４回

以下の指定相当通所型サービスを行った場合

⑷　事業対象者・要支援２　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、１月の中で全部で５回以上８回以下の指定相当通所型サービスを行った場合

２　通所型サービス従業者（指定相当訪問型サービス等基準第48条第１項に規定する通所型サービス従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

３　（略）

４　利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定相当通所型サービス事業所がいずれもイ⑶又は⑷の算定に係る指定相当通所型サービスを行った場合は、この限りでない。

５　指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、１月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

⑴・⑵　（略）

ロ　生活機能向上グループ活動加算　100単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し

以下の通所型サービスを行った場合

⑷　事業対象者・要支援２　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、１月の中で全部で５回以上８回以下の通所型サービスを行った場合

２　通所型サービス事業所の従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第１項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算する。

３　（略）

４　利用者が一の通所型サービス事業所において通所型サービスを受けている間は、当該通所型サービス事業所以外の通所型サービス事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の通所型サービス事業所がいずれもイ⑶又は⑷の算定に係る通所型サービスを行った場合は、この限りでない。

５　通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、１月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

⑴・⑵　（略）

ロ　生活機能向上グループ活動加算　100単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老

、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ　生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第63条第２号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ・ハ　（略）

ハ　運動器機能向上加算　225単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

イ～ニ　（略）

ホ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相

健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ　生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第２号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ・ハ　（略）

ハ　運動器機能向上加算　225単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

イ～ニ　（略）

ホ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型

当通所型サービス事業所であること。

ニ　若年性認知症利用者受入加算　240単位

注　受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定相当通所型サービスを行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

ホ　栄養アセスメント加算　50単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ～ハ

ニ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

ヘ　栄養改善加算　200単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用

サービス事業所であること。

ニ　若年性認知症利用者受入加算　240単位

注　受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第２条第６号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

ホ　栄養アセスメント加算　50単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ～ハ

ニ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

ヘ　栄養改善加算　200単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用

者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

イ～ニ　（略）

ホ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

ト　（略）

チ　選択的サービス複数実施加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ　（略）

リ　事業所評価加算　120単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の１月から12月までの期間（ハ若しくはへの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町

者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

イ～ニ　（略）

ホ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

ト　（略）

チ　選択的サービス複数実施加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ・ロ　（略）

リ　事業所評価加算　120単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の１月から12月までの期間（ハ若しくはへの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届

村長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき所定単位数を加算する。

ヌ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴～⑶　（略）

ル　生活機能向上連携加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、ロについては１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは１月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ・ロ　（略）

ヲ　口腔（くう）・栄養スクリーニング加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔（くう）の

け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき所定単位数を加算する。

ヌ　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて１月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴～⑶　（略）

ル　生活機能向上連携加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き３月に１回を限度として、１月につき、ロについては１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは１月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ・ロ　（略）

ヲ　口腔（くう）・栄養スクリーニング加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者

健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

⑴・⑵　（略）

ワ　科学的介護推進体制加算　40単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

イ　（略）

ロ　必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定相当通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間（⑷及び⑸については、令和４年３月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴～⑸　（略）

の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

⑴・⑵　（略）

ワ　科学的介護推進体制加算　40単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

イ　（略）

ロ　必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間（⑷及び⑸については、令和４年３月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴～⑸　（略）

ヨ　介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴・⑵　（略） タ　介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。 3　（略）	ヨ　介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴・⑵　（略） タ　介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからワまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。 3　（略）

附　則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。

（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第五十七条　介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表 単位数表 １　訪問型サービス費 イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき） ⑴　１週に１回程度の場合　1,176単位 ⑵　１週に２回程度の場合　2,349単位 ⑶　１週に２回を超える程度の場合　3,727単位 ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき） ⑴　標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合　287単位 ⑵　生活援助が中心である場合 ㈠　所要時間20分以上45分未満の場合　179単位 ㈡　所要時間45分以上の場合　220単位 ⑶　短時間の身体介護が中心である場合　163単位 （削る） （削る） （削る） （削る） （削る） 注１　利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第４条第１項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。	別表 単位数表 １　訪問型サービス費 イ　訪問型サービス費(Ⅰ)　1,176単位 ロ　訪問型サービス費(Ⅱ)　2,349単位 ハ　訪問型サービス費(Ⅲ)　3,727単位 ニ　訪問型サービス費(Ⅳ)　268単位 ホ　訪問型サービス費(Ⅴ)　272単位 ヘ　訪問型サービス費(Ⅵ)　287単位 ト　訪問型サービス費（短時間サービス）　167単位 注１　利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第４条第１項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、イからハまでについては１月につき、ニからトまでについては１回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

（削る）	イ　訪問型サービス費(Ⅰ)　介護予防サービス計画（法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第83条の９第１号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及びケアプランにおいて１週に１回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の４第２号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合
（削る）	ロ　訪問型サービス費(Ⅱ)　介護予防サービス計画及びケアプランにおいて１週に２回程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合
（削る）	ハ　訪問型サービス費(Ⅲ)　介護予防サービス計画及びケアプランにおいて１週に２回を超える程度の指定相当訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して指定相当訪問型サービスを行った場合
（削る）	ニ　訪問型サービス費(Ⅳ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、１月の中で全部で４回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合
（削る）	ホ　訪問型サービス費(Ⅴ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、１月の中で全部で５回以上８回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合
（削る）	ヘ　訪問型サービス費(Ⅵ)　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、１月の中で全部で９回以上12回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合

（削る）	ト　訪問型サービス費（短時間サービス）　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１若しくは要支援２である者に対して、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心であり、かつ、１月の中で全部で22回以下の指定相当訪問型サービスを行った場合
２　ロについては、１月につき、イ⑶に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。	（新設）
３　ロ⑵については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第２号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。	（新設）
４　ロ⑶については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。	（新設）
５　イ並びにロ⑴及び⑶については、介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する生活援助従事者研修課程の修了	２　介護保険法施行規則第22条の23第２項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、

者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。	当該月において算定しない。
６　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
７　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
８　指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における１月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、１回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。	３　指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定相当訪問型サービス事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
９～12　（略）	４～７　（略）

13　イについて、利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

ハ　初回加算　200単位

注　指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当訪問型サービス等基準第４条第２項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき所定単位数を加算する。

ニ　（略）

ホ　口腔連携強化加算　50単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第２条第１

８　利用者が一の指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定相当訪問型サービス事業所がいずれもニからトまでのいずれかの算定に係る指定相当訪問型サービスを行った場合は、この限りでない。

チ　初回加算　200単位

注　指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第２号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当訪問型サービス等基準第４条第２項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、１月につき所定単位数を加算する。

リ　（略）

（新設）

項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第２項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第１項第１号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔（くう）連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算する。

ヘ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

（削る）

（削る）

ト　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定め

ヌ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間（⑷及び⑸については、令和４年３月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

⑷　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　⑶により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑸　介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　⑶により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ル　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定め

る様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

チ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2　通所型サービス費

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）

⑴　事業対象者・要支援１　1,798単位

⑵　事業対象者・要支援２　3,621単位

（削る）

（削る）

ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）

⑴　事業対象者・要支援１　436単位

⑵　事業対象者・要支援２　447単位

注１　看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第２号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式に

る様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからリまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

ヲ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2　通所型サービス費

イ　通所型サービス費

⑴　事業対象者・要支援１（１月につき）　1,672単位

⑵　事業対象者・要支援２（１月につき）　3,428単位

⑶　事業対象者・要支援１（１回につき）　384単位

⑷　事業対象者・要支援２（１回につき）　395単位

（新設）

注１　看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第48条第２号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式に

よる届出を行った指定相当通所型サービス事業所（同条第１項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	よる届出を行った指定相当通所型サービス事業所（同条第１項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、⑴及び⑵については１月につき、⑶及び⑷については１回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
（削除）	⑴　事業対象者・要支援１　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１である者に対して、指定相当通所型サービスを行った場合
（削除）	⑵　事業対象者・要支援２　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、指定相当通所型サービスを行った場合
（削除）	⑶　事業対象者・要支援１　事業対象者又は要支援状態区分が要支援１である者に対して、１月の中で全部で４回以下の指定相当通所型サービスを行った場合
（削除）	⑷　事業対象者・要支援２　事業対象者又は要支援状態区分が要支援２である者に対して、１月の中で全部で５回以上８回以下の指定相当通所型サービスを行った場合
２　利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の４第２号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、１週に１回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ⑴又はロ⑴に掲げる所定単位数を、１週に２回程度又は２回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合についてはイ⑵又はロ⑵に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。	（新設）
３　ロ⑴については、１月につき４回、ロ⑵については、１月に８回を限度として、所定単位数を算定する。	（新設）

４　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
５　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。	（新設）
６・７　（略）	２・３　（略）
８　イについて、利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。	４　利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の指定相当通所型サービス事業所がいずれもイ⑶又は⑷の算定に係る指定相当通所型サービスを行った場合は、この限りでない。
９　指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 ⑴　イ⑴を算定している場合（１月につき）　376単位 ⑵　イ⑵を算定している場合（１月につき）　752単位 ⑶　ロを算定している場合（１回につき）　94単位	５　指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、１月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 ⑴　イ⑴又は⑶を算定している場合　376単位 ⑵　イ⑵又は⑷を算定している場合　752単位
10　利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ⑴を算定している場合は１月につき376単位を、イ⑵を算定している場合は１月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注９を算定している	（新設） （新設）

場合は、この限りでない。

ハ　生活機能向上グループ活動加算　100単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ～ハ　（略）

（削る）

ロ　生活機能向上グループ活動加算　100単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ～ハ　（略）

ハ　運動器機能向上加算　225単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

イ　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を１名以上配置していること。

ニ　（略）

ホ　栄養アセスメント加算　50単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ～ニ　（略）

ヘ・ト　（略）

チ　一体的サービス提供加算　480単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型

ロ　利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ　利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ　利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ　利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

ニ　（略）

ホ　栄養アセスメント加算　50単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ～ニ　（略）

ヘ・ト　（略）

チ　選択的サービス複数実施加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型

サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき所定単位数を加算する。ただし、ヘ又はトを算定している場合は、算定しない。

（削る）

（削る）

（削る）

リ～ヲ　（略）

ワ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げ

サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)　480単位

ロ　選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)　700単位

リ　事業所評価加算　120単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の１月から12月までの期間（ハ若しくはへの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り１月につき所定単位数を加算する。

ヌ～ワ　（略）

カ　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年３月31日までの間（(4)及び(5)については、令和４年３月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいず

るいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

（削る）

（削る）

カ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ヨ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからヲまでによれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからワまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからワまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからワまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

⑷　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　⑶により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

⑸　介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　⑶により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ヨ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからワまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

⑵　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからワまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

タ　介護職員等ベースアップ等支援加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、イからワまでによ

り算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3　介護予防ケアマネジメント費

イ　介護予防ケアマネジメント費（１月につき）　442単位

注１　（略）

２　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ロ　初回加算　300単位

注　介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（法第８条の２第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、１月につき所定単位数を加算する。

ハ　委託連携加算　300単位

注　介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第２条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者１人につき１回を限度として所定単位数を加算する。

り算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3　介護予防ケアマネジメント費

イ　介護予防ケアマネジメント費（１月につき）　438単位

注　（略）

（新設）

（新設）

ロ　初回加算　300単位

注　介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、１月につき所定単位数を加算する。

ハ　委託連携加算　300単位

注　介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第２条第１項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者１人につき１回を限度として所定単位数を加算する。

第五十八条　介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表 単位数表 １　訪問型サービス費 イ～ホ　（略） ヘ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 ⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 ⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 ⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数 ２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指	別表 単位数表 １　訪問型サービス費 イ～ホ　（略） ヘ　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 ⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 ⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数 （新設）

定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからホまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからホまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからホまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからホまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからホまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからホまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからホまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数

(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからホまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからホまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからホまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからホまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数	
（削る）	ト　介護職員等特定処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ⑴　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数 ⑵　介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　イからホまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
（削る）	チ　介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、イからホまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に加算する。
２　通所型サービス費 イ～ヲ　（略） ワ　介護職員等処遇改善加算 注１　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サー	２　通所型サービス費 イ～ヲ　（略） ワ　介護職員処遇改善加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事

ビス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからヲまでにより

業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和６年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

（新設）

算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

⒀　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

⒁　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

（削る）

カ　介護職員等特定処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（削る）	⑴　介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 ⑵　介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数 ヨ　介護職員等ベースアップ等支援加算 注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、イからヲまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。
3　（略）	3　（略）

別添３

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和６年度改正の概要）

訪問型サービス

介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第72号）

○　基本報酬について、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう１回当たりの単価についてきめ細やかな設定を行う。
○　その他令和６年度介護報酬改定に準じた見直し（加算・減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前		令和６年度告示改正	
１月当たり	週１回程度	1,176単位	週１回程度	1,176単位
	週２回程度	2,349単位	週２回程度	2,349単位
	週２回を超える程度	3,727単位	週２回を超える程度	3,727単位
１回当たり	月１回～４回	268単位	標準的なサービス	287単位
	月５回～８回	272単位		
	月９回～13回	287単位		
			20分～45分の生活援助	179単位
			45分以上の生活援助	220単位
	短時間の身体介護	167単位	短時間の身体介護	163単位

回数区分を統合し各区分の単価を引上げ

高齢者目線にたったサービス内容に応じた内容の区分を新設

月当たり上限を回数から単位数（3,645 単位)に見直し

➡ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

注）従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げることも可能
サービスＡなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

＜その他令和６年度介護報酬改定に準じた見直し＞　（※）詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進（Ｐ27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（Ｐ26）
同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し（Ｐ51）
特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化（Ｐ54）
特別地域加算の対象地域の見直し（Ｐ54）、口腔管理に係る連携の強化（Ｐ35）、介護職員の処遇改善（Ｐ41）

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和６年４月時点）

訪問型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、１回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）	
（１）１週に１回程度の場合	1,176単位
（２）１週に２回程度の場合	2,349単位
（３）１週に２回を超える程度の場合	3,727単位

＋

ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）（※１）	
（１）標準的な内容の訪問型サービスである場合（旧区分二～へを統合）	287単位
（２）生活援助が中心である場合（※２）	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
（二）所要時間45分以上の場合	220単位
（３）短時間の身体介護が中心である場合（※３）	163単位

（※）　は、令和６年４月に見直しを行った事項。

（※１）ロについては、１月につきイ（３）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

（※２）ロ（２）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

（※３）ロ（３）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

（※４）イ並びにロ（１）及び（３）については、介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する**加算・減算**

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100

初回加算（１月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（１月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（１月につき）	200単位
口腔連携強化加算（１回につき、１月１回まで）	50単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）	所定単位数の 137/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（１月につき）	所定単位数の 100/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（１月につき）	所定単位数の 55/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）	所定単位数の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（１月につき）	所定単位数の 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（１月につき）	所定単位数の 24/1000

－

高齢者虐待防止措置未実施減算	－1/100
業務継続計画未実施減算	－1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和６年６月時点）

訪問型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、１回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）	
（１）１週に１回程度の場合	1,176単位
（２）１週に２回程度の場合	2,349単位
（３）１週に２回を超える程度の場合	3,727単位

＋

ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）（※１）	
（１）標準的な内容の訪問型サービスである場合（旧区分二～へを統合）	287単位
（２）生活援助が中心である場合（※２）	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
（二）所要時間45分以上の場合	220単位
（３）短時間の身体介護が中心である場合（※３）	163単位

（※）　は、令和６年６月に見直しを行った事項。

（※１）ロについては、１月につきイ（３）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

（※２）ロ（２）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

（※３）ロ（３）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

（※４）イ並びにロ（１）及び（３）については、介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する**加算・減算**

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100

初回加算（１月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（１月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（１月につき）	200単位
口腔連携強化加算（１回につき、１月１回まで）	50単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）	所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（１月につき）	所定単位数の 224/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（１月につき）	所定単位数の 182/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（１月につき）	所定単位数の 145/1000
令和７年３月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14)（１月につき）	(※５)所定単位数の 221/1000 から76/1000

（※５）(1) 221/1000、(2) 208/1000、(3) 200/1000、(4) 187/1000、(5) 184/1000、(6)163/1000、(7) 163/1000、(8) 158/1000、(9) 142/1000、(10) 139/1000、(11) 121/1000、(12) 118/1000、(13) 100/1000、(14) 76/1000

－

高齢者虐待防止措置未実施減算	－1/100
業務継続計画未実施減算	－1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和６年度改正の概要）

通所型サービス

○　基本報酬の単価について、通所介護の介護報酬改定に準ずる見直しを行うとともに、介護予防通所リハビリテーションと同様に運動機能向上加算を包括化する。また、「高齢者の選択肢の拡大」の観点から、従前相当サービスを含めた多様なサービス・活動を組み合わせて高齢者を支援できるよう要支援２の者の１回当たりの単価について１回からの算定を可能とする。

○　その他令和６年度介護報酬改定に準じた加算・減算の設定を行う。

基本報酬	改正前			令和６年度告示改正		
１月当たり	要支援１・事業対象者	1,672単位	→	要支援１・事業対象者	1,798単位	運動器機能向上加算の包括化
	要支援２・事業対象者	3,428単位		要支援２・事業対象者	3,621単位	
１回当たり	要支援１・事業対象者（月１回～４回）	284単位	→ 月１回から算定可	要支援１・事業対象者（月１回～４回）	436単位	
	要支援２・事業対象者（月５回～８回）	395単位		要支援２・事業対象者（月１回～８回）	447単位	

➡ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

＋

※　このほか地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点にたち、送迎を外部委託等する場合の基本報酬に占める送迎に要する費用を明確化。

注）従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げることも可能
サービスＡなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

＜その他令和６年度介護報酬改定に準じた見直し＞　（※）詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進（Ｐ27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（Ｐ26）
通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化（Ｐ55）
特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化（Ｐ54）、
選択的サービス複数実施加算の見直し（Ｐ53）、科学的介護推進体制加算の見直し（Ｐ39）、介護職員の処遇改善（Ｐ41）

通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和６年４月時点）

通所型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、１回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）	
（１）事業対象者・要支援１	1,798単位
（２）事業対象者・要支援２	3,621単位

ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）	
（１）事業対象者・要支援１	436単位
（２）事業対象者・要支援２	447単位

（※）　　については、令和６年４月に見直しを行った事項。

（※１）イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の４第２号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、１週に１回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（１）又はロ（１）に掲げる所定単位数を、１週に２回程度又は２回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（２）又はロ（２）に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

（※２）ロ（１）については１月につき４回まで、ロ（２）については１月に８回までの範囲で、所定単位数を算定する。

＋

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（１月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（１月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（１月につき）	50単位
栄養改善加算（１月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（１月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（１月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（１月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１月につき）	88単位 又は176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（１月につき）	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（１月につき）	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（１月につき、３月に１回を限度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（１月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき、6月に1回を限度）	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき、6月に1回を限度）	５単位
科学的介護推進体制加算（１月につき）	40単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）	所定単位数の 59/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（１月につき）	所定単位数の 49/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（１月につき）	所定単位数の 23/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）	所定単位数の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（１月につき）	所定単位数の 10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（１月につき）	所定単位数の 11/1000

－

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	－1/100
業務継続計画未実施減算	－1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	－94単位、－376単位 又は－752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	－47単位

通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和６年６月時点）

通所型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、１回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）

イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）	
（１）事業対象者・要支援１	1,798単位
（２）事業対象者・要支援２	3,621単位

ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）	
（１）事業対象者・要支援１	436単位
（２）事業対象者・要支援２	447単位

（※）　　については、令和６年６月に見直しを行った事項。

（※１）イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の４第２号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、１週に１回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（１）又はロ（１）に掲げる所定単位数を、１週に２回程度又は２回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（２）又はロ（２）に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

（※２）ロ（１）については１月につき４回まで、ロ（２）については１月に８回までの範囲で、所定単位数を算定する。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	－1/100
業務継続計画未実施減算	－1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	－94単位、－376単位又は－752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	－47単位

＋

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（１月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（１月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（１月につき）	50単位
栄養改善加算（１月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（１月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（１月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（１月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１月につき）	88単位又は176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（１月につき）	72単位又は144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（１月につき）	24単位又は48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（１月につき、３月に１回を限度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（１月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき、6月に1回を限度）	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき、6月に1回を限度）	５単位
科学的介護推進体制加算（１月につき）	40単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（１月につき）	所定単位数の 92/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（１月につき）	所定単位数の 90/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（１月につき）	所定単位数の 80/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（１月につき）	所定単位数の 64/1000
令和７年３月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)～(14)（１月につき）	(※３)所定単位数の 81/1000 から33/1000

（※３）(1) 81/1000、(2) 76/1000、(3) 79/1000、(4) 74/1000、(5) 65/1000、(6)63/1000、(7) 56/1000、(8) 69/1000、(9) 54/1000、(10) 45/1000、(11) 53/1000、(12) 43/1000、(13) 44/1000、(14) 33/1000

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和６年度改正の概要）

介護予防
ケアマネジメント

介護保険法施行規則第140条の63の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第72号）

○　令和６年度介護報酬改定に準じた見直し（減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前		令和６年度告示改正
１月当たり	438単位	→	442単位

＜その他令和６年度介護報酬改定に準じた見直し＞　（※）詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。
高齢者虐待防止の推進（Ｐ27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（Ｐ26）

介護予防ケアマネジメントの基本報酬、加算、減算

基本サービス費

介護予防ケアマネジメント費	442単位

（※）　については、令和６年４月に見直しを行った事項。

＋

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する**加算・減算**

初回加算（１月につき）	300単位
委託連携加算	300単位

－

高齢者虐待防止措置未実施減算	－1/100
業務継続計画未実施減算	－1/100

総合事業の人員・設備・運営に関する基準を市町村が定める際に例による基準（令和６年度改正の概要）

訪問型サービス　通所型サービス

介護保険法施行規則第140条の63の６第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和６年厚生労働省告示第●号）

○　旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準との統合を図ることとあわせ、以下の居宅サービス等の基準改正と同様の措置を講じる。

①　管理者の責務及び兼務範囲の明確化

（※）Ⅱ３（３）効果的なサービス提供の推進　① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

○　提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

②　身体的拘束等の適正化の推進

（※）Ⅱ１（６）高齢者虐待防止の推進　②身体的拘束等の適正化の推進

○　身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

③「書面掲示」規制の見直し

（※）Ⅱ５ ①「書面掲示」規制の見直し

○　事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。

（※）令和６年度介護報酬改定に関する審議報告（令和５年12月19日　社会保障審議会介護給付費分科会）との対応を示す。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html